

投票事務テキスト

平成30年6月24日執行

滋 賀 県 知 事 選 挙

甲賀市選挙管理委員会

目 次

事務従事者の一般的注意事項	1
第1 選挙の概要	
1 選挙期日等	2
2 投票用紙の色	2
3 甲賀市で投票できる者	2
4 住所異動者の取扱い	3
5 選挙人名簿登録の効果	4
6 選挙当日有権者	4
第2 投票事務の概要	
1 投票区およびその区域	5
2 投票所	5
3 投票管理者と職務代理者	5
4 投票管理者の主な仕事	5
5 投票管理者の心構え	6
6 投票立会人の主な仕事	6
7 投票立会人として留意すべきこと	7
8 投票事務従事者が行う投票の準備	7
9 投票日の投票開始前にすべきこと	9
10 投票所の入り口を開く	10
11 受付	10
12 選挙人名簿との対照	10
13 投票用紙の交付	11
14 投票記載所	12
15 投票箱	12
16 点字投票	12
17 代理投票	13
18 仮投票	13
19 仮投票と代理投票との関係	14
20 投票の秘密保持	14
21 投票所の秩序保持	14
22 投票所の入口の閉鎖	14
23 不在者投票の受理・不受理の決定	15
24 投票箱の閉鎖	15

25	投票状況の速報	16
26	投票録の作成	17
27	投票箱等の送致	17
28	投票箱等送致後の投票所	18
29	投票事務手続きの概要	18
30	障がいのある方、高齢の方等への接遇	19

別紙 1.	投票区及びその区域	20
別紙 2.	投票所一覧	23
別紙 3.	投票所入場券の記載例	25
別紙 4.	選挙人名簿抄本の記載例	26
別紙 5.	投票用紙交付整理簿の記載例	27
別紙 6.	投票用紙等残数報告書の記載例	28
別紙 7.	投票状況速報用紙の記載例	29
別紙 8.	投票録の記載例	30
別紙 9.	投票録のとじ方	32
別紙 10.	投票録確認票	33
別紙 11.	開票所駐車場図	34
別紙 12.	開票所における投票箱等の受付配置図	35

事務従事者の一般的注意事項

- 1 投票所の場所を事前に確認しておいてください。
- 2 事務主任と連絡を密にし、選挙期日前日及び当日は、定刻までに投票所に参集してください。
- 3 健康に留意し、当日休むことのないように心がけてください。万一、急病等によりやむなく欠勤や遅刻をする場合は、その旨を直ちに事務主任に連絡してください。
- 4 職務代理者は、当日、印鑑（シャチハタ類は不可）を持参してください。
- 5 円滑な投票事務のため、事務主任を中心に相互に連絡をとってください。
- 6 選挙人に対しては、公正な態度で親切かつ冷静に対応してください。特に、選挙人にプレッシャーを与えるような言動をとらないように注意してください。また、障がいのある選挙人、高齢の選挙人等には、特に十分な心遣いをもって接してください。
- 7 投票所の秩序保持を心がけ、無断で持ち場を離れたり、投票の覗き見や声高な話などはしないように注意してください。
- 8 投票所で知ったこと（選挙人の個人情報、投票に来たかどうか等）は、一切外部に漏らさないでください。また、投票の秘密を侵すことのないようにしてください。
- 9 判断に迷うような質問や事態には、事務主任、職務代理者はもちろん、投票管理者と協議し、決して独断で処理しないでください。
- 10 服装は、通常勤務に準じたクールビズとしますが、良識ある服装で事務に従事してください。また、必ず名札を着用してください。
- 11 事務従事中の飲食や休憩は、決められた場所で行うようにしてください。
- 12 私語は厳に慎んでください。また、投票所内では私用の携帯電話等の電源を切り、投票事務と関係ない行動をとることは厳に慎んでください。
- 13 火の元には十分注意してください。後片付けの際には、再度確認をしてください。
- 14 投票終了後の後片付けは、送致者を除く従事者全員で行い、施設管理者に迷惑がかからないようにしてください。特に、空調等の電源の切り忘れがないようにしてください。
- 15 事務従事者は、投票箱の送致が完全に終わるまで、投票所で待機してください。

第 1 選挙の概要

1. 選挙期日等

選挙期日の告示日及び選挙期日は次のとおりである。

選挙名 滋賀県知事選挙

告示日 平成30年6月7日(木)

選挙期日 平成30年6月24日(日)

2. 投票用紙の色

あさぎ色。1人に複数枚の投票用紙を渡すことのないように十分注意すること。

3. 甲賀市で投票できる者

今回、投票できるのは、次の(1)及び(2)の要件に該当し、(6)の要件に該当しない者である。

(1) 選挙権を有すること。(法9条)

選挙権を有するための要件は次の3点をすべて満たす者であること。

ア. 日本国民であること。

イ. 年齢満18歳以上である(平成12年6月25日まで(※)に生まれた)こと。

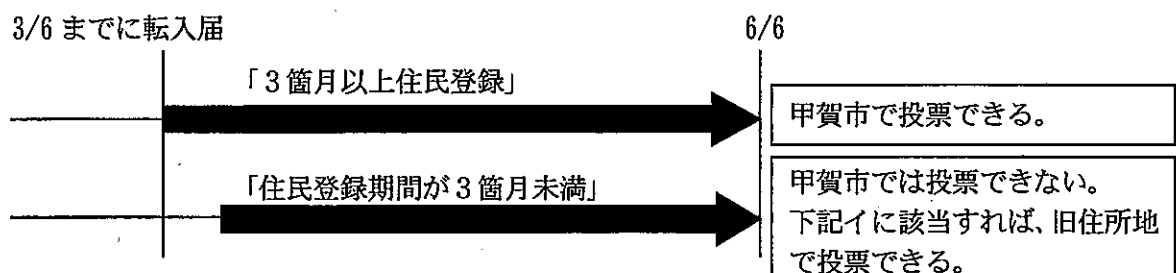
ウ. 3箇月以上引き続いて甲賀市内に住所を有していること。

※「年齢計算ニ関スル法律」の規定により、6月25日生まれの方は、前日の24日(選挙期日)に満18歳となる。

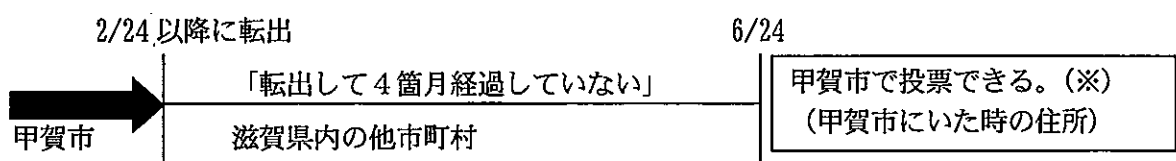
(2) 甲賀市の選挙人名簿に登録されていること。(法42条)

選挙人名簿には、選挙権を有する者で、かつ、次のいずれかの要件を満たす者が登録される。

ア. 平成30年6月6日現在で、3箇月以上甲賀市の住民基本台帳に登録されていること。(法21条)



イ. 平成30年6月6日以前より前の期間に引き続き3箇月以上甲賀市の住民基本台帳に登録されていた者で、その後甲賀市外へ転出し、転出後4箇月を経過していない者(法21条2項)



※次のいずれかの要件を満たす必要がある。(法 9 条 3 項)

- a) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(以下、「引き続き証明」という。)を提示すること。
(県内での市町間の異動回数は問わない。)
- b) 「住民票の写し」を提示すること。(県内での市町間の異動が 1 回の場合に限る。)
- c) 市選管を通じて「住基ネット」により県内に住所を有し続けていることを確認できること。(県内での市町間の異動回数は問わない。)

※選挙人にとっては、c の方法が利便性が高い。

※転出先の市町村に 3 箇月以上住民登録して、選挙人名簿に登録された者は、転出先での投票となるため、甲賀市で投票することはできない。(「二重登録」という。)

※選挙人名簿に登録されている者であっても、平成 30 年 6 月 24 日午前 7 時までに滋賀県外に転出した者は、投票できない。(入場整理券が発行されていてもできない。)

(3) 今回の選挙等に使用する選挙人名簿

種 類	登録基準日	年 齢 要 件	住 所 要 件
滋賀県知事選挙	6 月 6 日	平成 12 年 6 月 25 日以前に生まれた者	平成 30 年 3 月 6 日以前から引き続いて住民基本台帳に登録されている者

※基準日まで引き続いて住民基本台帳に登録されていなくても、選挙人名簿に登録する場合がある。

(4) 選挙人名簿の登録の抹消

選挙人名簿選挙時登録(6 月 6 日)後、死亡した者、又は、転出した日から 4 箇月を経過した者を随時抹消する。(抹消されていなくても、県外への転出者は投票できない。)

(5) 在外選挙人

在外選挙人は、滋賀県知事選挙の投票はできない。

(国内転入後、選挙人名簿に登録されれば投票できる。)

(6) 欠格事項(法 11 条)

(1)、(2) の条件を満たしても、次のいずれかに該当する者は、投票できない。

ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

ウ. 公職にある間に犯した収賄等の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

エ. 法律の定める選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ. 公職選挙法による選挙犯罪により選挙権を停止されている者

4. 住所異動者の取扱い

選挙人名簿は、平成30年5月25日までの住所の異動を反映して作成しており、これに基づいて入場整理券（はがき）を発行している。したがって、住所異動者については次のような取扱いとなる。

(1) 市内で転居した者

ア. 5月25日までに転居届を出した者・・・転居先の新住所地の投票所で投票

イ. 5月26日以降に転居届を出した者・・・転居前の旧住所地の投票所で投票

(2) 滋賀県内の市町に転出した者

平成30年3月24日以降の転出者で、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人には、次のように案内している。

ア. 5月25日までに転出届を出した者・・・転出者用投票案内はがきを送付している。

イ. 5月26日以降に転出届を出した者・・・郵便物の転送届を郵便局に出されていれば、入場券が転送される。

(3) 5月25日までしか反映できない理由

選挙人名簿は、転居等により日々その内容が変化する。一定の期日を定めないと、入場整理券の作成や当日照合に用いる名簿抄本の作成などに支障が生じることになる。これを「移替えの延期」（令17条）といい、当該内容について告示している。

5. 選挙人名簿登録の効果

(1) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができない。ただし、登録されるべき旨の決定書又は判決書を所持する者は、投票することができる。（法42条1項）

(2) 選挙人名簿に登録されている者でも、選挙人名簿に登録されることができない者は投票することができない。（法42条2項）

(3) 選挙の当日、選挙権を有していない者は、選挙人名簿に登録されていても投票することができない。
(法43条)

(4) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票・開票立会人となることができない。

(法38・62・76条)

6. 選挙当日有権者

次の(1)(2)の選挙人の合計であるので、投票が完了するまで確定した数はわからない。

(1) 選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者

ア. 抹消されている者は含まれない。

イ. 失権の表示がなされている者は含まれない。

ウ. 県外への住所移転により表示がなされている者は、滋賀県知事選挙の場合は含まれない。

エ. 不在者投票を行った者で、投票当日の投票開始時刻までに死亡した者は含まれないが、その時刻以降に死亡した者は含まれる。

(2) 選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を持って投票所に来たる者

第 2 投票事務の概要

1. 投票区及びその区域（法 17 条）

9 5 投票区 【別紙 1】

2. 投票所（法 39 条）

9 5 投票所 【別紙 2】

3. 投票管理者と職務代理者

(1) 投票管理者

投票管理者は、投票所における投票事務の最高責任者であり、事務全般を総括するとともに、選挙人に対して正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が適性かつ迅速に処理されているか、投票の秘密が守られているかどうか、投票所の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意していなければならない。

(2) 投票管理者職務代理者（令 24 条）

職務代理者は、投票管理者に事故があったり、欠けたときに代わってその仕事をする者であり、投票管理者の職についたときの仕事の内容は、投票管理者と同じである。

(3) 投票管理者と職務代理者

ア、投票管理者と職務代理者とは、投票が始まる前までに投票事務の内容及びその進め方などについてよく打ち合わせておき、投票管理者が都合によってその席をあけるようなことがあっても、職務代理者はすぐに代って職務を行うことができるようにしておかなければならない。

イ、真にやむを得ない事情があって、どうしても 2 人が同時に席をあけなければならないときは、すぐに選挙管理委員会へ連絡し、委員長に投票管理者の職務を管掌する者を選任してもらい、その者が席についてから席をあけるようにしなければならない。（令 24 条 2 項）

4. 投票管理者の主な仕事

投票管理者は、投票所において、投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権をもつ者であり、投票所の事務に従事する者を指揮監督し、投票所の事務全般を管理執行するのが役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受け取ること。
- (2) 投票立会人を補充選任すること。（法 38 条 2 項）
- (3) 投票所の入口を開閉すること。（法 40 条）
- (4) 投票用紙の交付の適正をはかること。（法 42～45 条・令 35・36 条）
- (5) 選挙人が本人であるかどうか確認すること。（法 50 条・令 40 条）

- (6) 投票を拒否するか、仮投票を許すかどうかについて決定すること。(法 50 条 2～5 項)
- (7) 点字投票の申し立てを受けること。(令 38 条 2 項)
- (8) 代理投票の申請を受け、その認否を決定すること。(法 48 条・令 41 条)
- (9) 送致を受けた不在者投票を保管すること。(令 62 条)
- (10) 不在者投票の受理、不受理を決定すること。(令 63 条)
- (11) 投票箱を閉鎖すること。(法 53 条・令 43 条)
- (12) 投票録を作成すること。(法 54 条)
- (13) 投票所内の設備等が完全であるかどうかを常に点検すること。(令 32 条)
- (14) 投票所内の秩序を保持すること。(法 59・60 条)
- (15) 投票箱及び投票に関する書類等を開票管理者に送致すること。(法 55 条)
- (16) 投票の状況を選挙管理委員会に報告すること。

5. 投票管理者の心構え

- (1) 投票は、選挙全体の手続きのうちでも、もっとも中心をなすものであるから、投票管理者の職責は特に重大である。
- (2) 投票は限られた時間内に処理しなければならないし、また、やり直しをすることができないから、投票の手続き等を間違い、選挙無効訴訟の原因となるようなことのないように、前もって事務の分担、処理の手続き等について、周回の計画をたてておくこと。
- (3) 勘や過去の経験のみに頼らず、常に法規・判例・実例等に根拠をおいて適確に事務を処理すること。疑わしいと思うようなことは、自分の考えだけで処理することなく、速やかに事務主任や選挙管理委員会事務局書記の意見を聴取すること。
- (4) 投票事務の管理執行にあたっては、選挙人の自由・公平・平等の原則に反しないように努め、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人に威圧を加えることのないように、十分配慮しなければならない。
- (5) 投票事務を円滑に誤りなく執行するために、あらかじめ職務代理者、投票事務従事者を十分把握するとともに、事務分担などをよく打ち合わせておくこと。

6. 投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われるときには投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票手続きの全般について立ち会うこと。(法 38 条)

立会人は、ただ漫然と立ち会うだけでなく、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地から、投票管理者に意見を申し出る等、積極的に投票管理者に協力すること。

- (2) 次の場合に、投票管理者に意見を述べること。

ア. 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(法 50 条 2 項)

イ. 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定をしたときは、それに対して異議を申し立てることはできない。)

ウ. 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 条 2 項)

エ. 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 1 項)

オ. 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 2 項)

カ. 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき。

(法 50 条 5 項)

キ. 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき。(令 41 条 3 項)

(3) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。(法 53 条)

(4) 投票録に署名すること。(法 54 条)

(5) 投票管理者が投票箱等を開票管理者に送るときに付添うこと。(法 55 条)

7. 投票立会人として留意すべきこと。

(1) 印鑑を持って、午前 6 時 30 分までに投票所に集合すること。

(2) 選挙人が投票する前に、投票箱の中に何も入っていないことの確認をするときに立ち会うこと。

(3) 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会うため、これらの場所が十分に見通すことができる場所において、事務処理が適正に行われているかどうかについて十分注意を払うこと。(令 35 条 1 項)

(4) 立会人は、用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の他は投票所から外へ出ないこと。食事は所定の場所でするようにし、やむを得ない場合に退出するときも 2 人以上が同時に席を外さないこと。

(5) 立会人は、一度承諾して立会人となった以上は、公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ、その職を辞すことができない。(法 38 条 5 項)

(6) 立会人が交替する場合、交替時刻を午後 1 時 30 分とし、引継書を作成すること。引き継ぐ立会人は、午後 1 時 30 分までに印鑑を持って投票所に参集すること。ただし、午後 7 時で閉じる投票所の場合は、交替の時刻を午後 1 時とすること。なお、病気その他やむを得ない事故等による場合は、この限りでない。

8. 投票事務従事者が行う投票の準備

(1) 事務の分担

投票事務を確実、迅速に処理するため、前日までに投票管理者と事務主任者において、事務の分担を決めて、事務従事者と十分打ち合わせておく。

(2) 投票用紙、物品等の受領と保管

ア. 投票用紙、選挙人名簿の抄本、その他投票に必要な諸用紙、物品等を投票の前日、事務主任者が選挙管理委員会から受け取り、数量、内容等をよく点検して受領書を提出すること。(令 28 条)

イ. 投票用紙の点検にあたっては、特に印刷もれ、印刷のずれ、投票用紙の汚れなどについて十分注意すること。

ウ。投票用紙の保管は特に厳重にし、投票所に運搬するときは、途中で紛失したり、その到着が投票開始時刻に遅れることのないよう、十分注意すること。

(3) 投票所の設備と準備

投票所とは、選挙人名簿との対照、投票用紙の交付、投票の記載及び投票を投票箱に投入する室をいうが、その設備については、次のことについて注意すること。

ア。投票の秘密が侵されるようなことがないか、投票所の秩序は十分に確保することができるか、また、投票事務を能率的に処理することができるか、更には選挙人が気軽に投票することができるかどうかということについて注意と工夫をすること。(法 60 条・令 32 条)

イ。投票事務の進行が円滑に行われるように設備をすること。

ウ。入口には、投票所の標札を掲げること。

エ。投票所は、なるべく土足で出入ができるように設備をすること。

オ。投票所は清潔で、選挙人に不快な感じを与えないようにするとともに、候補者の氏名等を連想させるような額やポスターの類はできるだけ取り外し、取り外せない物については、選挙人から見えないようにしておくこと。

カ。火災が起こった場合、雨が降る場合、時間的に選挙人が集中する場合等をあらかじめ考慮して設備をしておくこと。

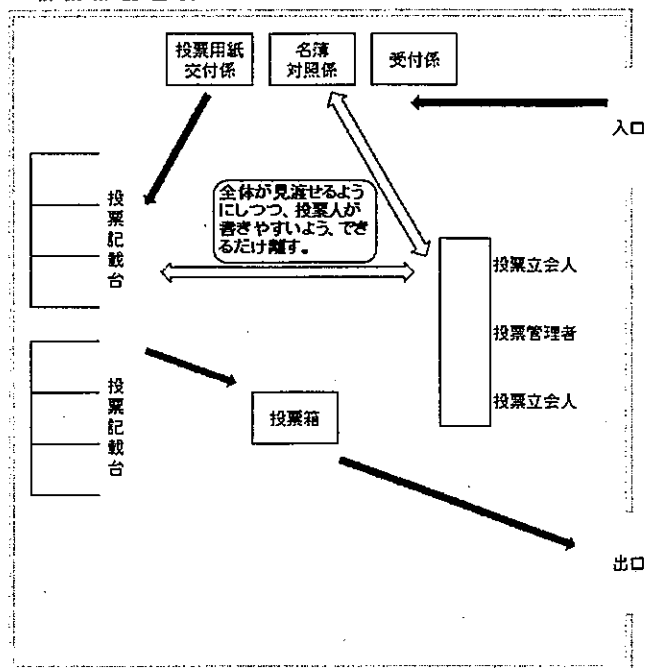
キ。投票所内は、投票区内の有権者数の人数と実状に応じて

1. 入 口
2. 受 付
3. 選挙人名簿対照所
4. 投票用紙交付所
5. 投票記載所（点字投票）
6. 投票箱
7. 投票管理者席
8. 投票立会人席
9. 出 口

を、それぞれ設けて、選挙人が投票所へ来たときに、投票所内の進行順序が一見してわかるように表示をしておくこと。

ク。選挙人名簿対照所・投票用紙交付所・投票記載所・投票箱は、投票管理者および投票立会人の全員の席から見通し得る場所に設けること。ただし、投票人が心理的圧迫を受けることのないよ

投票所配置例



選挙人心得

- 一、投票所内では静かにして下さい。
- 一、入場券を失くした人は受付係に申し出て再交付を受けて下さい。
- 一、投票を終わった人は直ちに必ず出口から出て下さい。
- 一、係員の指示に従って下さい。

選挙管理委員会

う記載台との距離を保つ等の配慮をすること。

ケ. 投票を記載する場所は、他人が投票の記載を見たり、投票用紙の交換、その他不正な手段が行われないようにするために、相当の設備をしなければならない。

コ. 投票記載所には、候補者の氏名及び党派の掲示をしておくこと。

サ. 投票記載所には鉛筆を、点字投票記載所には点字器を備えつけること。

(点字器のないところについては、点字投票の依頼があった場合は、本部に連絡のこと。)

シ. 投票所内の適当な場所に注意書を掲示しておくこと。

ス. 投票所の準備は、投票日の前日に投票管理者及び事務主任者の指示により事務従事者が行うこと。

セ. 投票所の準備が完了すれば、投票用紙、抄本等重要物は事務主任が持ち帰り、戸締りをして投票当日に備えること。

ソ. 当日の事務の流れを全員で確認すること。このテキストを確認するとともに、ミス発生事例集も参照し、誤りやすい事例などを把握しておくこと。

タ. 当日の集合時刻を全員で確認すること。危機管理マニュアルを参照し、投票所のかぎが開かない場合、投票管理者や投票事務主任が定刻に来ない場合などの対応についても打ち合わせておくこと。

チ. 投票所の準備が完了したら、ただちに選挙管理委員会事務局又は各地域市民センターに報告すること。

投票にあたってのご注意

いつの選挙でも、せっかく投票はしたが、選挙人の意志を表現できないために、無効になるものが少なくありません。

次のような投票は無効になりますので、ご注意ください。

◎候補者でない人の氏名を書いたもの

◎よけいなことを書いたもの

◎二人以上の候補者の氏名を書いたもの

◎どの候補者の名前を書いたものか判らないもの

選挙管理委員会

9. 投票日の投票開始前にすべきこと

(1) 投票管理者、投票立会人及び投票事務主任者は、印鑑を持って、投票事務従事者ともども午前6時30分までに投票所に集合して、定刻(午前7時)までに投票が行えるよう準備するとともに、すべてについて十分な点検をしておくこと。

(2) 投票所には時計を備え、ラジオ等により正確に時刻を合わせておき、投票所の開閉時刻を正しくすること。

(3) 投票立会人の補充選任

投票立会人は、2人から5人までを必要としている。2人以上5人以下の立会人が立ち会わないで行われた投票は無効となるから、立会人が2人に達しないとき、又は2人に達しなくなったときは、投票管理者は、ただちに2人に達するまでの立会人を補充選任しなければならない。選任をする場合には、次の点に留意すること。(法38条2項)

ア. その投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選ぶこと。ただし、候補者を選任してはな

らない。(法 38 条 2.3 項)

イ. すでに集合している立会人と通じて同一の政党又は政治団体に属するものが 2 人以上となつてはならない。(法 38 条 4 項)

ウ. 投票立会人の補充選任をした後に、先に選挙管理委員会から選任されている立会人が遅参したときは、後に投票管理者が補充選任した立会人を解任するようにする。

エ. 投票立会人を補充選任したときは、投票録に所要の事項を記載すること。

10. 投票所の入り口を開く

(1) 投票開始の宣言

午前 7 時、投票所の入口を開き、到着している選挙人を投票所内に入れて、投票管理者は、「投票を開始する旨」を宣言する。

(2) 投票箱の空きよ確認

投票を開始する前に、立会人の立ち会いの上、投票所内に到着している選挙人の面前で投票箱を斜に傾け、その中に何も入っていないことを示さなければならない。(令 34 条)

この場合、空きよ確認に立ち会った選挙人について、「投票用紙交付整理簿」【別紙 5】の左欄に「○印」をつけておくこと。

11. 受 付

(1) 選挙人が投票所に到着したときは、入場券【別紙 3】に「受付番号」を記入する。

(2) 入場券は受付番号順に整理すること。

(3) 投票の記載に黒鉛筆を使用するため、事務従事者は、黒色の鉛筆以外の筆記用具（主として赤鉛筆）を使用すること。

12. 選挙人名簿との対照

(1) 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の抄本【別紙 4】との対照を経て投票しなければならない(法 44 条 1 項)ので、対照が終わるまでは、交付係に進ませないこと。

(2) 選挙の当日、選挙権を有しており、かつ、選挙人名簿に登録されている者でなければ投票することができないので、投票をする選挙人が、本人であるかどうかを選挙人名簿と対照して確認する。(法 42 条)

(3) 選挙人名簿との対照にあたっては、同姓同名や似た氏名の方もおられるので、氏名だけでなく、生年月日等も照合すること。また、選挙人の顔も見ないで、ただ機械的に入場券と選挙人名簿とを対照するのではなく、選挙人と選挙人名簿の記載の内容、本人の申し立て、性別、年齢的に一致するかどうかなど、よく確かめること。

(4) 選挙人名簿に以下の表示がある者が投票に来られた場合は注意すること。

①投票済欄に「済」の表記があるもので、備考欄に、期日前投票又は不在者投票の記載がある者は投票することができない

- ②備考欄に「交付」の表示がある場合は、不在者投票用紙を交付済みであるので、選挙管理委員会事務局に確認すること。
 - ③選挙時登録時に市外へ転出している者は記載されていない。また、備考欄に「転出」の表示があり、横線で消している者は投票することはできない。
 - ④県内に転出している者は、引き続き確認が必要なので、事務局に電話確認する。
 - ⑤備考欄に「死亡」の表示があるものは投票できない。
 - ⑥失権者は掲載されていない。
- (5) 入場券を持ってこなかったことや、入場券や選挙人名簿に誤字や脱字があったことだけで、本人でないということとはできない。
- (6) 選挙人が本人であるかどうかを確認する事ができないときは、本人である旨の宣言をさせること。
- ア. 投票管理者は、投票立会人の面前で、本人である旨の宣言をさせ、事務従事者がそれを筆記し、選挙人に読み聞かせた上で、選挙人に署名させる。
- イ. 宣言をしない者に対しては、投票を拒否する。
- (7) 誤載者や失権者でも、一応形式的に選挙人名簿に登録されている者は、名簿に登録されていない者とは異なり、このような者が投票に来たときは、実質的な選挙権を有しないことを理由に投票を拒否する。しかし、投票を拒否された選挙人がどうしても投票をするといったときは、仮投票をさせなければならない。(法 50 条 3 項)
- (8) 選挙人名簿との対照をしたときは、選挙人名簿及び入場券（はがき）の「氏名」の欄に「レ」をつけること。
- (9) 選挙人名簿に登録されていないが、選挙人名簿に登録されるべき資格を有すると思われる者が投票に来たときは、
- 住 所
 - 氏 名
 - 生年月日 平成 12 年 6 月 25 日以前
 - 性 別
 - 住民票に記載された日（転入の届が受理された日） 平成 30 年 3 月 6 日以前
- 及びその他の事情を聞きとって、ただちに選挙管理委員会に電話連絡し、委員会において住民基本台帳にもとづき資格を調査の上、委員長が補正登録を決定したときは、選挙人名簿に追加登録して投票させる。(法 26 条)

13. 投票用紙の交付

- (1) 投票用紙は、あさぎ色の用紙に黒色のインクで印刷している。
 - (2) 投票用紙を交付する際には、一人ひとり丁寧に説明すること。
- 例：「県知事選挙です。候補者のお名前をお書きください。」
- (3) 投票用紙を交付するときは、
- 印刷にミスがないか。

- 白紙でないか。
- 何か書かれていないか。
- 公印がもれていないか。
- よごれていないか。
- 破れていないか。
- 2枚以上重なっていないか。

など、よく確かめてから渡すよう十分注意をすること。

- (4) 選挙人名簿との対照を終わっていない選挙人に対しては、投票用紙を交付してはならない。

(法 44 条・令 35 条)

- (5) 選挙人が誤って投票用紙を汚損したり、書き損じをしたときは、その投票用紙を返還させ、これと引き換えに投票用紙を再交付する。(令 36 条)

この場合、投票録 6 (1) に選挙人の氏名及びその理由を記入すること。

- (6) 投票用紙の交付を受けた者が投票しないで投票所を出ようとしたときは、いかなる理由を問わず必ず返還させてから退出させること。(令 42 条)

- (7) 投票用紙交付整理簿【別紙 5】

投票用紙を交付したときは、投票用紙交付整備簿に、男女別に名簿番号を記入し、入場券の下欄の投票用紙交付欄に「○」をつける。

14. 投票記載所

- (1) 候補者の氏名及び党派別を掲示しておくこと。
- (2) 点字投票が予想される投票所は、点字投票記載所を設け、点字器を用意しておくこと。
- (3) 投票の進行中、いつも次のことについて注意していること。

ア. 投票記載所内に、候補者の氏名等や落書きがされていないか。

イ. 候補者の氏名等が書いた紙片、その他の物が置かれていないか。

ウ. 投票用紙の置き忘れがないか。(選挙人が投票用紙を置いたまま離れようとなれば、ただちに声をかけること。)

エ. 氏名等の掲示がなくなっていないか、破損していないか、又は落書きや目印等がつけられていないか。

オ. 鉛筆はそろっているか、芯は折れていないか。

15. 投票箱

- (1) 投票箱の内ぶたは、投票がはじまってから絶対に開けてはならない。
- (2) 間違って入場券を入れたり、投票用紙の持ち帰り等のないよう十分注意していること。

16. 点字投票

- (1) 目の不自由な方から点字投票の申し出があったときは、点字が打てるかどうかを確かめてから点字用の投票用紙を交付すること。(法 47 条・令 39 条)
- (2) 視覚に異常がない者が点字を打てるからといって点字投票の申し出をしても点字投票をさせることはできない。
- (3) 点字投票用紙を交付したときは、投票録の 6 (4) 「点字により投票した者」欄に選挙人の人数を記入すること。

17. 代理投票

- (1) 選挙人が身体の故障又は字の読み書きができない者のため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができないときは、代理投票によって投票することができる。(法 48 条 1 項)
- (2) 投票管理者は、代理投票の申請をした選挙人の一人ひとりについて代理投票の事由があるかどうかについて決定する。
- (3) 投票管理者は、選挙人を補助すべき者 2 人を投票立会人の意見を聞き、補助者となるべき者の承諾を得て選任する。補助者は、あらかじめ選任しておいても差し支えない。
- (4) 投票管理者や投票立会人を補助者とせず、事務従事者を補助者に選任すること。
- (5) 代理投票は、補助者の 1 人が選挙人の指示する候補者の氏名等を投票用紙に記載し、他の補助者がこれに立ち会う。(法 48 条 2 項)
- (6) 代理投票は、自筆投票の例外であるため疑惑をもたれるようなことのないよう、十分注意して行うこと。
- (7) 代理投票を補助する者は、選挙人に対して、「どの候補者に投票するのですか？」と聞く。
選挙人が候補者の氏名を言えないときに、「〇〇さんですか」、又は「〇〇さんですね」と候補者の氏名を言って誘導するようなことのないようにすること。
- (8) 選挙人が、候補者の氏名等を書いた紙片等を持って来た場合、その紙片等によって代筆するのではなく、必ず選挙人に確かめてから代筆すること。
- (9) 代理投票は、投票記載所において、当該選挙人と補助者のみによって行われるものであり、それ以外の者に内容が見えたり、聞こえたりすることのないよう注意して行うこと。
- (10) 代理投票があったときは、投票録 6 (5) 「代理投票」欄に人数を、投票録の別紙に選挙人、補助者名を記載すること。

↑ 厚紙で、通常の投票用紙とは別に作成されている。

18. 仮投票

- (1) 次の事由があるときには、投票管理者は、選挙人に対して仮投票をさせなければならない。
 - ア. 投票の拒否について、選挙人に不服があるとき。
 - イ. 投票の拒否について、投票立会人に異議があるとき。

ウ。投票を拒否しないことについて、投票立会人に異議があるとき。

- (2) 仮投票をさせる場合には、選挙人に仮投票用封筒を交付し、選挙人が投票を封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人が署名して投票箱に投票させる。(法 50 条 4 項)
- (3) 投票の拒否を決定したときは、投票録 7「法第 50 条の投票の拒否」欄に選挙人の氏名、拒否の事由及び仮投票の有無を記載すること。

19. 仮投票と代理投票との関係

- (1) 投票管理者は、代理投票を行う事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。選挙人がこの決定に不服である場合や投票立会人に異議がある場合は、選挙人に仮投票を行わせなければならない。この場合、代理投票の方法により投票用紙に記入し、封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人氏名を記し、代筆者が署名し、投票箱に投票させることになる。(令 41 条)
- (2) 代理投票の拒否を決定したときは、投票録 7「法第 48 条の代理投票の拒否」欄に選挙人の氏名、拒否の事由及び仮投票の有無を記載すること。

20. 投票の秘密保持

- (1) すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。その選択に関して、公的にも私的にも責任を問わない。
- (2) 何人にも選挙人の投票した候補者の氏名等を陳述する義務はない。
- (3) 選挙事務関係者が、選挙人に投票しようとし、又は投票した候補者の氏名等の表示を求めたときは職権濫用による選挙の自由妨害罪となり、また、選挙人の投票した候補者の氏名等の表示を求めたときは、投票の秘密侵害罪として処罰される。(法 226 条 2 項)

21. 投票所の秩序保持

- (1) 投票所には、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者及び警察官でなければ出入りすることができない。選挙人の同伴する 18 歳未満の子どもは、投票所に入ることができるが、投票管理者がその子どもに起因する混雑、けん騒等から投票所の秩序を保持できなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。(法 58 条)
- (2) 投票管理者は投票所に入場出来ない者の入場、選挙人の滞留に対して退出を命じ、演説、けん騒、投票の誘導、協議等、投票所内の秩序びん乱等の行為があるときは制止し、又は退去を命じる等、具体的な措置を講じること。(法 60 条)
- (3) 投票管理者が制止又は退去命令の手段を講じても、なお投票所の秩序が保持できない場合には、警察官の処分を請求することができる。(法 59 条)

22. 投票所の入口の閉鎖

- (1) 投票所を閉じるべき時刻(午後 8 時又は午後 7 時)になったときは、投票管理者は、「投票所の入口

を閉じる旨」を告げて投票所の入口を閉じる。(法 53 条)

- (2) 「投票所の入口を閉じる」とは、投票所を閉じる時刻までに到着した者と定刻後に到着した者とを区別する措置である。
- (3) 選挙人名簿に登録されている者全部の投票が終っても、定刻までは投票所を閉じることができない。

23. 不在者投票の受理・不受理の決定 (第 28 投票区のみ)

- (1) 投票の当日、選挙管理委員会から不在者投票の送付を受けたときは、

不在者投票の封筒と { 不在者投票名簿
不在者投票に関する調書
選挙人名簿の抄本 と対照し、

「投票用紙交付整理簿」と「投票用紙残数報告書」に、それぞれ記入すること。(令 60・61 条)

- (2) 不在者投票の受理・不受理の決定は、投票所の入口を閉鎖し、一般の投票が終わってから投票箱のふたを閉じるまでの間に行なう。(令 62・63 条)
- (3) 不受理と決定された実例
 - ① 選挙の当日、選挙権を有しない者の投票。
 - ② 投票の開始時刻までに死亡した者の投票。
 - ③ 封筒に選挙人の署名のないもの。
 - ④ 封筒の裏面に投票した日の記載のないもの。
 - ⑤ 封筒の封が破られているもの。
 - ⑥ 正規の封筒を用いていないもの。
 - ⑦ 封筒の裏面に立会人の署名のないもの。
- (4) 受理と決定したもののうちに代理投票があるときは、投票立会人の意見を聞いて決定する。

(令 63 条 1 項)
- (5) 受理と決定し、拒否の決定を受けなかった不在者投票は、不在者投票用封筒と内封筒を開いて、投票を投票箱に投入する。(令 63 条 3 項)
- (6) 不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票は、封筒を開かずに、再び送致用封筒に入れて仮封し、封筒の表面にその旨を記載して投票箱に入れる。(令 63 条 4 項)
- (7) 投票所の閉鎖時刻後に到着した不在者投票は、再び送致用封筒に入れて仮封をし、封筒の表面に受取った日時を記載して、投票箱に入れずに開票管理者に届けること。(令 65 条)
- (8) 不在者投票を投票箱に投入したときは、投票者数に算入することを忘れないこと。

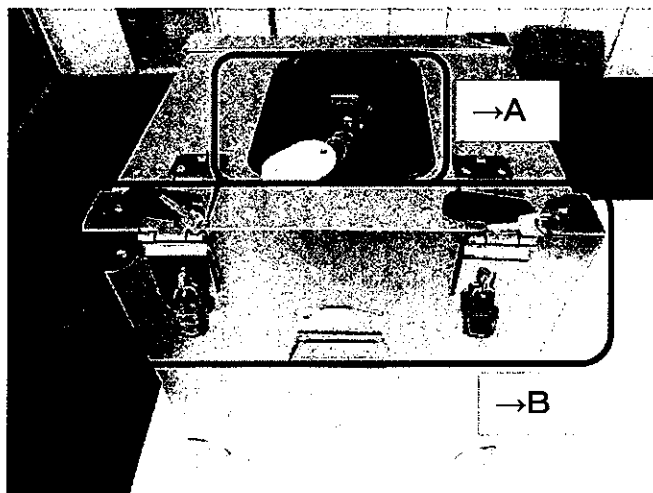
24. 投票箱の閉鎖

- (1) すべての一般投票の終了及び不在者投票の処理ができているのか確認すること。(法 53 条)
- (2) 確認が終わったならば、投票箱のふたを閉じ、異なった鍵をかけること。
- (3) かぎは、A の封筒には投票管理者が、B の封筒には投票管理者が指定した投票箱を開票管理者に送致する投票立会人の氏名を記名し、全部の封筒に投票管理者及び投票立会人全員により封印をして、そ

れぞれ保管する。(令 43 条) →図参照

(4) 投票箱の閉鎖後は、絶対にこれを開けてはならない。(法 53 条 2 項)

(5) 投票箱は、開票管理者に送致する以外は、投票所の外へ持ち出してはならない。(令 44 条)



・ 1つの投票箱にかぎが3つ（内ふた1、外ふた2）あるため、内ふたのかぎ1をAに、外ふたのかぎ2をBに入れること。

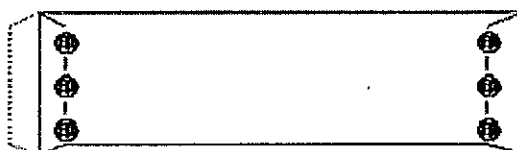
滋賀県知事選挙
第87投票区 A

滋賀県知事選挙
第87投票区投票所投票箱のかぎ A
投票管理者 甲 川 一 夫

滋賀県知事選挙
第87投票区 B

滋賀県知事選挙
第87投票区投票所投票箱のかぎ B
投票立会人 乙 山 二 郎

表面の両方に管理者及び
立会人の印をお願いします。



25. 投票状況の速報

(1) 投票の状況を1時間ごとに投票状況速報用紙【別紙7】に記入すること。

また、以下の時刻には、携帯電話システムによる報告もすること。

9 時、10 時、11 時、14 時、16 時、18 時、19 時 30 分、20 時

・ 20 時確定も報告 ・ 19 時閉鎖の場合 19 時 30 分不要

(2) 投票日の午前 6 時 40 分頃から選挙速報本部から一斉に電話連絡（当日有権者、投票日前日の期日前投票者・不在者投票者）するので、投票状況速報用紙及び選挙名簿の抄本を持って電話口に待機すること。ただし、土曜日に期日前投票者数が多かった投票所については、前日の夜に旧支所である地域市民センターで当該名簿を受け渡す。

(3) 確定時には、投票用紙の残数を確認してから投票状況（確定）を速報すること。第 28 投票区においては、確定時の投票総数に不在者投票の算入を忘れないように特に注意すること。

26. 投票録の作成

- (1) 投票管理者は投票録を作り、投票に関する次第を記載して、立会人とともに署名しなければならない。
- (2) 投票録の記載例【別紙8】、投票録のとじかた【別紙9】を参照すること。

27. 投票箱等の送致

- (1) 投票管理者は、1人又は数人の立会人とともに、投票の当日、投票箱及び関係書類等を開票管理者に送致しなければならない。（法55条）この際、必ず名札を着用すること。

- (2) 未使用投票用紙等の送致

投票終了後に、投票用紙の交付実績を投票用紙残数報告書に記入し、残数（白票）を確定させた後に白票、投票用紙等残数報告書及び使用済不在者投票封筒を所定の封筒に入れ、開票所に持参すること。
以下の点についても確認すること。

- ・机上や自動交付機、ゴミ袋の中など、投票用紙が残っていないか。
- ・投票用紙等残数報告書と投票録に矛盾がないか。

- (3) 各書類については、次のように整理しておくこと。

封筒A：投票箱のかぎの封筒（A・B）

封筒B：投票状況速報用紙、投票録、投票用紙残数報告書

封筒C：残余の投票用紙、残余の点字投票用紙、仮投票用封筒、投票用紙残数報告書

封筒D：審査表

封筒E：投票用紙交付整理簿、経費領収書、前日準備参加者報告書、選挙人名簿抄本

- (4) 各投票所から送致を受けた投票録、関係書類及び投票用紙の残数を開票所において受領し確認をしてから市内全域の投票者数を確定報告するため、途中寄り道などすることなく、投票箱と関係書類等は、投票の終了後ただちに開票所まで送致すること。

- (5) 開票所へ投票箱等を送致する途中の交通安全については、特に注意すること。

- (6) 開票所敷地内は、一方通行となるので、経路を確かめておくこと。【別紙11】

- (7) 投票管理者は、投票箱及び封筒Aを「投票箱等の受領・かぎの確認を行うチーム」に手渡すこと。
開票台4箇所に分かれて受け取るので、開票会場レイアウト【別紙12】により、場所を確認しておくこと。

- (8) 投票事務主任は、封筒Bを「投票録の審査を行うチーム」（点検係の場所）に渡し、確認を受けること。次いで、封筒Cを「投票用紙残数の確認を行うチーム」（計算係の場所）に渡し、確認を受けること。最後に、開票会場左前方のホワイトボードで書類の提出が終わったことを確認し、ホワイトボードにて封筒D及び封筒Eを「物品と書類の受領を行うチーム」に手渡した後、投票管理者及び投票立会人と合流すること。投票所で待機している事務従事者に送致が完了したことを伝えた後、解散すること。解散後も、交通安全に留意すること。

- (9) 投票日前日に交付を受けた次の物品は、開票所ではなく、市役所別館又は各地域市民センターに返却すること。

- ・ 物品や事務用品を格納したかばん ・ 投票所内の貼紙 ・ 照明セット ・ 標札
- ・ 投票用紙自動交付機 ・ 延長コード ・ 虫眼鏡 ・ 点字器 ・ 白布 ・ 玄関マット
- ・ その他投票日前日に交付を受けた資材

28. 投票箱等送致後の投票所

投票事務が全部終了するのは、投票箱等を開票管理者に無事渡し終えたときであり、それまでの間は、送致途中の事故等も考えられるので、事務従事者は連絡を失しないようにすること。また、後片付けは掃除をするだけでなく、送致し忘れた物などの発見にも役立つので、投票箱等を送り出したならば、なるべく早く後片付けること。投票事務主任から投票箱等の送致を終えた旨の連絡があるまで、事務従事者は、投票立会人とともに待機すること。

29. 投票事務手続きの概要

午前 6 時 30 分

- 投票管理者、投票立会人及び事務従事者は投票所に集合
- 投票事務の準備完了
- 投票立会人が 2 人に達しない場合の補充選任（投票時間中）

午前 6 時 40 分

- 当日の有権者数、期日前投票者、不在者投票者の確認

午前 7 時

- 受付 ： 入場券に受付番号を記入
- 選挙人名簿との対照（名簿と入場券に「✓」）
- 投票箱の空き確認（選挙人の本人宣言 ～ 投票の拒否）
- 投票用紙の交付
- 入場券に「○」
- 交付整理簿に名簿番号を記入
- 点字投票（点字投票用紙の交付・調書記入）
- 代理投票（補助者 2 人（従事者が対応）の選任・調書記入）
- 仮 投 票（仮投票用封筒の交付）
- 投票の記載
- 投票の投入

午後 1 時 30 分（一部の投票所は午後 1 時）

- 投票立会人の引き継ぎ（交替される場合のみ）

午後 8 時（一部の投票所は午後 7 時）

- 投票所の入口を閉じる
- 一般投票の終了
- 不在者投票の受理・不受理の決定（投票の投入が必要）※第 28 投票所のみ

- 投票箱の閉鎖・施錠
- かぎを封筒に入れて記名・封印
- 投票録の作成（署名・割印・捨印が必要）
- 投票関係諸報告の作成
- 投票者総数（確定）の速報（投票用紙の残数確認が必要）
- 投票箱等を開票管理者に送致
- 投票所に送致が完了したことを報告

30. 障がいのある方、高齢の方等への接遇

- (1) 相手の立場に立って、安心感を持たれる接遇に努めること。
- (2) 介助の方等がおられる場合でも、本人に対応すること。
- (3) 円滑な投票作業にとって必要な場合を除き、障がいの内容等を尋ねないこと。どのような手助けが必要かを尋ねること。
- (4) ことさら特別扱いした言葉を使わないこと。特に、子ども扱いと思われるような言葉は使わないこと。
ゆっくり、丁寧に、繰り返し、相手の意思を確認すること。
- (5) 困っておられる状況が見受けられたら、速やかに対応すること。
- (6) 自分にその意思がなくとも、相手が不快に感じる表現を使ってしまうこともあるので、相手からそのような指摘を受けたときは真摯に受け止めてお詫びすること。
- (7) 対応方法がよく分からないときや想定外のことが起きたときは、周囲に協力を求めること。
- (8) 点字投票の誘導の際は、まず声を掛けること。いきなり、腕を引いたり、白杖に触れたりしないこと。
- (9) 老眼鏡、虫眼鏡、点字器については、すぐに使っていただけるようにしておくこと。

【別紙1】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第1投票区	八田公民館	八田区
第2投票区	春日集会所	春日区
第3投票区	下山公民館	下山区、広野台東区、広野台西区
第4投票区	伴谷公民館	伴中山区
第5投票区	山集会所	山区、菅谷区、第四水口台区
第6投票区	桜ヶ丘草の根集会所	桜ヶ丘区、第三水口台区
第7投票区	泉公民館	泉区、大法寺区
第8投票区	酒人公民館	酒人区
第9投票区	宇田公民館	宇田区、柏貴区
第10投票区	柏木公民館	北脇区、宮前区、山手区、植区
第11投票区	虫生野会館	虫生野区
第12投票区	貴生川公民館	貴生川第1区、貴生川第2区、貴生川第3区、西内貴区
第13投票区	北内貴山尾館	北内貴区
第14投票区	宇川会館	宇川区、岩坂区
第15投票区	貴生川小学校多目的室	三大寺区、三本柳区、かふかの丘区、高山区
第16投票区	牛飼公民館	牛飼区
第17投票区	袖中コミュニティセンター袖の郷	袖中区
第18投票区	山上公民館	山上区
第19投票区	名坂公民館	名坂区、東名坂区、名坂堂山区
第20投票区	松尾草の根ハウス	松尾区、松尾団地区、水口松尾台区
第21投票区	中畑草の根集会所	中畑区
第22投票区	岩上体育館	新城区、城が丘区、つつじが丘区、西ヶ瀬自治会
第23投票区	今郷公民館	今郷区
第24投票区	蟻峨草の根集会所	蟻峨区
第25投票区	和野草の根集会所	和野区
第26投票区	水口東部コミュニティセンター	水口第1区(月ヶ上町、田町、片町、松原町、作坂町) 水口第2区(旅籠町、葛籠町、大池町、柳町) 水口第3区(東町東組、東町中組、東町西組) 水口第4区(速玉町、湯屋町、滝町、池田町) 水口第5区(大岡寺町、大原町、呉服町) 水口第6区(永原町、鍵中町、中島町、西町) 水口第7区(夷町、魚屋町、伴町)、秋葉北自治会
第27投票区	水口北部コミュニティセンター	水口第13区(新町、天理町) 朝日が丘区(岡山町、旭町、車谷利平町) 城山区(西城山区、城山町) 古城が丘区(2番街、3番街) 東古城が丘(4～7番街) 古城が丘緑区(1組、2組、3組、4組) 古城が丘南自治会(1番街) 1の1番街自治会、岡の郷自治会
第28投票区	水口社会福祉センター	水口第9区(大正町、御所後町、石倉町、大川町) 水口第10区(町邸町、街森町、市場町、蓮花寺町) 勝栄町、地方森町、南元町) 水口第17区(美濃部) 南区(南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目) 幸が平区 城南区 梅の木自治会

【別紙1】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第29投票区	水口中部コミュニティセンター	水口第8区(平町、米屋町) 水口第11区(中之町、塗師屋町) 水口第12区(坂町、大徳寺町) 水口第14区(天王町、河内町、北町、栄町) 水口第16区(郷山町、綾野町) 水口第17区(八幡町) 水口第19区(天王口町、南小路町、丸の内町)
第30投票区	水口中央公民館	水口第15区(心光寺門前町、天神町、西郷山町) 水口第17区(田中) 水口第18区(東邸町、御本丸町) 水口第20区(東小坂町、北邸町、小坂町) 水口第21区(金刀比羅町、天神口町、広小路町) 水口第22区(内殿町、西小路町) 林口区 (東林口、西林口、西邸北組、 西邸南組、御茶園町) 本丸自治会 城内自治会
第31投票区	大河原集会所	大河原1区、大河原2区
第32投票区	鮎河公民館	東野1区、東野2区、西野1区、西野2区
第33投票区	ふるさと生きがいセンター六友館	黒滝区、上の平区、中野組区、川西区、 黒川市場区、猪鼻区、山中区、笹路区、山女原区
第34投票区	あずま会館	南東区、北東区
第35投票区	土山開発センター	南中区、北中区、北芝区、大澤区、南西区、北西区、野上野区
第36投票区	東瀬音集会所	平子区、東瀬音区、西瀬音区、青土区
第37投票区	前野集会所	頓宮区、前野区、市場区
第38投票区	大野公民館	徳原区、三軒家区、里区、寺前区、新里区、布引区
第39投票区	今宿公民館	片山区、今宿区、末田区
第40投票区	大原市場公民館	大原市場区、高野区
第41投票区	滝会館	滝区、毛枚区
第42投票区	田堵野会館	田堵野区
第43投票区	和田公民館	和田区、高嶺区
第44投票区	上野会館	上野区、鹿深台区
第45投票区	五反田ふれあいホール	五反田区
第46投票区	油日7組集会所	油日区(7組～9組、13組～14組)
第47投票区	油日会館	油日(上記以外の組)
第48投票区	櫛野公民館	櫛野区
第49投票区	里山かむら交流館	神区
第50投票区	大原中公民館	大原上田、大久保、大原中、拝坂区
第51投票区	草の根ハウス相模会館	鳥居野区、相模区
第52投票区	甲賀木彩館	岩室区
第53投票区	甲賀もちふる里館	小佐治区
第54投票区	神保公民館	神保区
第55投票区	隠岐集会所	隠岐区
第56投票区	草の根ハウス寺庄公民館	寺庄区、葛木区

【別紙１】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第57投票区	深川草の根ハウス	深川区
第58投票区	森尻草の根ハウス	深川市場区、森尻区、宝木区
第59投票区	稗谷公民館	稗谷区
第60投票区	池田コミュニティセンター	池田区、池田団地区
第61投票区	磯尾多目的集会所	磯尾区
第62投票区	甲南中部小学校体育館	竜法師区、野尻区
第63投票区	野田草の根ハウス	野田区
第64投票区	杉谷公民館	杉谷区の一部、新治区
第65投票区	新田公民館	杉谷区の一部
第66投票区	市原公民館	塩野区、市原区
第67投票区	柑子公民館	柑子区
第68投票区	甲南第三小学校体育館	下野川区、上野川区、下馬杉区
第69投票区	上馬杉草の根ハウス	上馬杉区
第70投票区	耕心区草の根ハウス	耕心区
第71投票区	ニューポリスみちくさ館	ニューポリス区
第72投票区	希望ヶ丘防災コミュニティセンター	希望ヶ丘1～3丁目、希望ヶ丘本町1～6丁目
第73投票区	甲南希望ヶ丘保育園	稗谷の一部、希望ヶ丘4・5丁目、 希望ヶ丘本町7～10丁目
第74投票区	信楽開発センター	長野区の一部
第75投票区	草の根ハウス栗林会館	長野区の一部
第76投票区	草の根ハウス二本丸会館	長野区の一部
第77投票区	神山ふれあい会館	神山区
第78投票区	江田福祉会館	江田区、西区の一部
第79投票区	田代交流館	田代区
第80投票区	畑公民館	畑区
第81投票区	紫香楽宮宮町会館	宮町区
第82投票区	黄瀬交流館さらら	黄瀬区
第83投票区	雲井地区農村活性化センター	牧区、勅旨区の一部
第84投票区	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	勅旨区の一部、丸岡区
第85投票区	西教育集会所	西区の一部
第86投票区	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	柞原区の一部
第87投票区	草の根ハウス中野公民館	中野区の一部
第88投票区	杉山老人憩の家	杉山区の一部
第89投票区	信楽農事集会所小川会館	小川区の一部、柞原区の一部
第90投票区	小川出公民館	小川出区
第91投票区	朝宮コミュニティセンター	上朝宮区
第92投票区	下朝宮老人憩の家	下朝宮区
第93投票区	宮尻生活改善センター	宮尻区
第94投票区	多羅尾老人憩の家	多羅尾区
第95投票区	しがらきニュータウン区民会館	しがらきニュータウン区

【別紙2】投票所一覧

投票所名	施設名称	所在地
第1投票所	八田公民館	水口町八田491・492番地
第2投票所	春日集会所	水口町春日1384番地1
第3投票所	下山公民館	水口町下山1201番地
第4投票所	伴谷公民館	水口町伴中山3736番地
第5投票所	山集会所	水口町山2904番地
第6投票所	桜ヶ丘草の根集会所	水口町山3402番地6
第7投票所	泉公民館	水口町泉549番地
第8投票所	酒人公民館	水口町酒人578番地
第9投票所	宇田公民館	水口町宇田604番地
第10投票所	柏木公民館	水口町北脇1615番地1
第11投票所	虫生野会館	水口町虫生野1099番地
第12投票所	貴生川公民館	水口町貴生川308番地1
第13投票所	北内貴山尾館	水口町北内貴1000番地
第14投票所	宇川会館	水口町宇川2404番地
第15投票所	貴生川小学校多目的室	水口町三大寺437番地
第16投票所	牛飼公民館	水口町牛飼941番地
第17投票所	杣中コミュニティセンター杣の郷	水口町杣中408番地1
第18投票所	山上公民館	水口町山上388番地3
第19投票所	名坂公民館	水口町名坂311番地
第20投票所	松尾草の根ハウス	水口町松尾1063番地
第21投票所	中畑草の根集会所	水口町中畑517番地
第22投票所	岩上体育館	水口町新城653番地
第23投票所	今郷公民館	水口町今郷827番地
第24投票所	巖峨草の根集会所	水口町巖峨1307番地
第25投票所	和野草の根集会所	水口町和野1194番地
第26投票所	水口東部コミュニティセンター	水口町神明3517番地
第27投票所	水口北部コミュニティセンター	水口町朝日が丘610番地23
第28投票所	水口社会福祉センター	水口町水口5609番地
第29投票所	水口中部コミュニティセンター	水口町八坂3641番地
第30投票所	水口中央公民館	水口町本丸1番20号
第31投票所	大河原集会所	土山町大河原1087番地
第32投票所	鮎河公民館	土山町鮎河1950番地
第33投票所	ふるさと生きがいセンター六友館	土山町黒川1972番地
第34投票所	あずま会館	土山町北土山800番地
第35投票所	土山開発センター	土山町北土山1715番地
第36投票所	東瀬音集会所	土山町瀬ノ音331番地1
第37投票所	前野集会所	土山町前野529番地1
第38投票所	大野公民館	土山町大野2154番地
第39投票所	今宿公民館	土山町大野2633番地1
第40投票所	大原市場公民館	甲賀町大原市場857番地1
第41投票所	滝会館	甲賀町滝851番地3
第42投票所	田堵野会館	甲賀町田堵野829番地2
第43投票所	和田公民館	甲賀町和田461番地
第44投票所	上野会館	甲賀町上野2416番地
第45投票所	五反田ふれあいホール	甲賀町五反田372番地
第46投票所	油日7組集会所	甲賀町油日1800番地20
第47投票所	油日会館	甲賀町油日2522番地
第48投票所	櫟野公民館	甲賀町櫟野1129番地

【別紙2】投票所一覧

投票所名	施設名称	所在地
第49投票所	里山かむら交流館	甲賀町神1733番地
第50投票所	大原中公民館	甲賀町大原中540番地
第51投票所	草の根ハウス相模会館	甲賀町相模848番地
第52投票所	甲賀水彩館	甲賀町岩室1390番地
第53投票所	甲賀もちふる里館	甲賀町小佐治2121番地1
第54投票所	神保公民館	甲賀町神保1362番地
第55投票所	隠岐集会所	甲賀町隠岐1304番地
第56投票所	草の根ハウス寺庄公民館	甲南町寺庄993番地7
第57投票所	深川草の根ハウス	甲南町深川2118番地
第58投票所	森尻草の根ハウス	甲南町森尻339番地1
第59投票所	稗谷公民館	甲南町稗谷812番地
第60投票所	池田コミュニティセンター	甲南町池田3312番地
第61投票所	磯尾多目的集会所	甲南町磯尾60番地
第62投票所	甲南中部小学校体育館	甲南町竜法師1137番地
第63投票所	野田草の根ハウス	甲南町野田388番地
第64投票所	杉谷公民館	甲南町杉谷71番地
第65投票所	新田公民館	甲南町杉谷3574番地
第66投票所	市原公民館	甲南町市原803番地
第67投票所	柑子公民館	甲南町柑子1887番地
第68投票所	甲南第三小学校体育館	甲南町野川840番地
第69投票所	上馬杉草の根ハウス	甲南町上馬杉1437番地
第70投票所	耕心区草の根ハウス	甲南町耕心2丁目1023番地40
第71投票所	ニューボリスみちくさ館	甲南町深川2番地84
第72投票所	希望ヶ丘防災コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4
第73投票所	甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘4丁目1番
第74投票所	信楽開発センター	信楽町長野1251番地
第75投票所	草の根ハウス栗林会館	信楽町長野582番地
第76投票所	草の根ハウス二本丸会館	信楽町長野1384番地103
第77投票所	神山ふれあい会館	信楽町神山1361番地7
第78投票所	江田福祉会館	信楽町江田592番地
第79投票所	田代交流館	信楽町田代564番地
第80投票所	畑公民館	信楽町畑617番地
第81投票所	紫香楽宮宮町会館	信楽町宮町1155番地
第82投票所	黄瀬交流館さらら	信楽町黄瀬1251番地1
第83投票所	雲井地区農村活性化センター	信楽町牧72番地3
第84投票所	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	信楽町勅旨485番地
第85投票所	西教育集会所	信楽町西349番地4
第86投票所	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	信楽町柞原164番地1
第87投票所	草の根ハウス中野公民館	信楽町中野121番地
第88投票所	杉山老人憩の家	信楽町杉山192番地
第89投票所	信楽農事集会所小川会館	信楽町小川744番地
第90投票所	小川出公民館	信楽町小川出144番地
第91投票所	朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮467番地
第92投票所	下朝宮老人憩の家	信楽町下朝宮685番地
第93投票所	宮尻生活改善センター	信楽町宮尻361番地
第94投票所	多羅尾老人憩の家	信楽町多羅尾2058番地
第95投票所	しがらきニュータウン区民会館	信楽町杉山3番地1

現金納票 便

○ ○ ○
 ○ ○ ×
 ○ ○ ×

様
 様

投票所地図

〒518-8801
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会
 電話 024(24)2-0000(代)
 024(24)2-0001(直通)

投票所のご案内
 6月24日(日)の投票所のご案内
 投票時間 午前7時～午後8時
※受付時間 午前7時～午後8時、当日の投票は午後8時まで

投票所
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会

現金納票 便

○ ○ ○
 ○ ○ ×
 ○ ○ ×

様
 様

投票所地図

〒518-8801
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会
 電話 024(24)2-0000(代)
 024(24)2-0001(直通)

投票所のご案内
 6月24日(日)の投票所のご案内
 投票時間 午前7時～午後8時
※受付時間 午前7時～午後8時、当日の投票は午後8時まで

投票所
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会

現金納票 便

○ ○ ○
 ○ ○ ×
 ○ ○ ×

様
 様

投票所地図

〒518-8801
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会
 電話 024(24)2-0000(代)
 024(24)2-0001(直通)

投票所のご案内
 6月24日(日)の投票所のご案内
 投票時間 午前7時～午後8時
※受付時間 午前7時～午後8時、当日の投票は午後8時まで

投票所
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会

現金納票 便

○ ○ ○
 ○ ○ ×
 ○ ○ ×

様
 様

投票所地図

〒518-8801
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会
 電話 024(24)2-0000(代)
 024(24)2-0001(直通)

投票所のご案内
 6月24日(日)の投票所のご案内
 投票時間 午前7時～午後8時
※受付時間 午前7時～午後8時、当日の投票は午後8時まで

投票所
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会

現金納票 便

○ ○ ○
 ○ ○ ×
 ○ ○ ×

様
 様

投票所地図

〒518-8801
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会
 電話 024(24)2-0000(代)
 024(24)2-0001(直通)

投票所のご案内
 6月24日(日)の投票所のご案内
 投票時間 午前7時～午後8時
※受付時間 午前7時～午後8時、当日の投票は午後8時まで

投票所
 伊賀市水口町三丁目3番地
 伊賀市選挙管理委員会

期日前投票について

次のいずれかの事由で投票日に投票することが困難な人は、期日前投票をすることが出来ます(表面の宣誓書に記入が必要です)。

A 仕事、家事、学業、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭に欠席	1時～4時
B A以外の用事(買物、レジャー等)または事故のため、本市以外または本市内の()に外出、旅行・滞在	2時～4時
C 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難	3時～4時
D 刑事施設等に収容	3時～4時
E 住所移転のため、本市以外に居住	5時～6時
F 天災又は悪天候により投票所へ到達することが困難	6時～6時

注意事項

- このほかには、2名までの投票所入場券が印刷されています。皆本人の投票所入場券の方を切り取ってお持ちください。なお、投票所入場券を1方切り取られても投票できますので、当日投票に不出席してください。
- 席に投票券が入れられたり本人または投票者が悪い目において選挙権のない人は、この投票所入場券が悪い目と投票はできません。
- 選挙公報は8月11日(月)から8月24日(水)まで配発します。配発までしばらくの間お持ちください。

おちこぎ おとり出し オモテ・ウラ

1 このほかには、2名までの投票所入場券が印刷されています。皆本人の投票所入場券の方を切り取ってお持ちください。なお、投票所入場券を1方切り取られても投票できますので、当日投票に不出席してください。

2 席に投票券が入れられたり本人または投票者が悪い目において選挙権のない人は、この投票所入場券が悪い目と投票はできません。

3 選挙公報は8月11日(月)から8月24日(水)まで配発します。配発までしばらくの間お持ちください。

【別紙4】

第5投票区(第5投票区)				随時選挙人名簿(抄本)			平成30年6月22日		128頁
住	所	氏名	フリガナ	照合	性別	生年月日	備考		
1	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	土山 太郎	ツチヤマ タロウ		男	昭和44.5.18		【投票可】	
2	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	水口 さゆり	ミナクチ サユリ	済	女	平成5.12.22	期日前投票:6/16	【投票不可】期日前投票済み	
3	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	甲賀 三郎	コウカ サブロウ	済	男	昭和35.1.31	不在者投票:6/18受理	【投票不可】不在者投票済み	
4	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	土山 花	ツチヤマ ハナ		女	昭和55.11.15	不在者投票:6/18交付	【選挙へ確認】不在者投票用紙発送済み	
5	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	信楽 五郎	シガラキ ゴウ		男	昭和11.9.25	平成30.6.17死亡	【投票不可】選挙時処理以降の死亡	
6	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	信楽 和子	シガラキ カズコ		女	昭和43.9.15	平成30.6.17転出:県内(滋賀県湖南市)	【投票可※】選挙時処理以後の市外転出	
7	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	甲南 伸郎	コウナン シン		男	平成10.7.17	平成30.5.15転出:県外(三重県伊賀市)	【投票不可】選挙時処理以前の県外転出	
8	滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	水口 花子	ミヅグチ メイコ		女	昭和23.5.25	平成30.2.12転出:県内(滋賀県栗東市)	【投票不可】4か月抹消など	

注) 実際の抄本は、住民登録のある方⇒県内転出者⇒県外・国外転出者(それぞれ世帯主の50音順)の順に綴じている。(「⇒」部分で改頁)
 ※ 県内転出者の投票には、引き続き証明が必要。複数回の異動であっても、県内であれば投票可。

【別紙5】

滋賀県知事選挙投票用紙交付整理簿

水口 期日前投票所 6月 日 1 枚目

番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
	交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック
1	14 1		11	11 3		21	29 5		31	25 6		41		
2		14 2	12		29 6	22	33 4		32		33 3	42		
3	20 5		13	18 13		23	55 12		33			43		
4		1 3	14	15 11		24	55 13		34			44		
5		2 5	15		15 12	25	41 7		35			45		
6	3 5		16		15 13	26	41 9		36			46		
7		18 6	17		7 6	27	41 10		37			47		
8	3 6		18		6 10	28	41 8		38			48		
9		29 1	19	3 6		29	13 15		39			49		
10		22 15	20	13 12		30	7 8		40			50		
計	4	6	計	5	5	計	5	5	計			計		
通計	4	6	通計	9	11	通計	14	16	通計			通計		

平成30年6月24日執行 滋賀県知事選挙
第30 投票所投票用紙等残数報告書

投票管理者 ○ 山 □ 男 印

種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残 数 (汚損を含む)
投 票 用 紙	850	613	237
点 字 投 票 用 紙	5	0	5
不 在 者 投 票			
在 外 投 票			
計	855	613	242

投票用紙と点字投票用紙との合計が投票録Ⅰと合致

投票録Ⅱと合致
(第28投票所のみ)

投票総数に合致

注 この報告書および投票用紙の残数を所定の封筒に入れて下さい。

残数には、汚損を含んで下さい。

注 残数確認後、投票状況の確定速報をして下さい。

滋賀県知事選挙 投票状況速報用紙

第 30 投票所		男	女	計
選挙人名簿登録者数		405 ①	477 ②	882 ③
当日の有権者数		403 ④	474 ⑤	877 ⑥
8時現在 投票者		30	15	45
9時現在 投票者	システム 報告時間	62	38	100
10時現在 投票者	システム 報告時間	134	114	248
11時現在 投票者	システム 報告時間	152	136	288
12時現在 投票者		169	167	336
13時現在 投票者		184	182	366
14時現在 投票者	システム 報告時間	205	210	415
15時現在 投票者		212	222	434
16時現在 投票者	システム 報告時間	224	234	458
17時現在 投票者		234	246	480
18時現在 投票者	システム 報告時間	239	253	492
19時現在 投票者		256	294	550
19時30分現在 投票者	システム 報告時間	278	308	586
投票総数 (確定数)	システム 報告時間	292 ⑦	321 ⑧	613 ⑨
18歳・19歳 (平成10年6月26日～平成12年6月25日生)		1	2	3

①6月24日午前6時40分から速報本部から一斉に電話連絡しますので、投票状況速報用紙及び選挙人名簿抄本を持って電話口に待機願います。

②速報は、毎時間ごとです。システム報告時間以外の時間も、ご記入をお願いします。

③以下の時刻は携帯電話のシステムから報告してください。
9時、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分、20時
19時までの投票所は、19時30分、20時の報告は不要です。

④18歳・19歳の投票者数は、当日投票者数を記入してください。

⑤投票総数(確定数)の報告は、投票用紙の残数を確認してからお願いします。
第28投票区は、不在者投票を算入し投票用紙の残数を確認してからお願いします。

滋賀県知事選挙投票所投票録

平成 30 年 6 月 24 日
執 行

第 30 投票区

1 投票所開設場所	滋賀県甲賀市水口町本丸1番20号 水口中央公民館							
2 投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告示年月日				
3 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻および理由		
(1) 市町の選挙管理委員会の選任した者	無所属	乙山 二郎	平成30年 6 月 7 日	7時00分～ 20時00分	6時25分			
	無所属	丙野 三江	平成30年 6 月 7 日	7時00分～ 20時00分	6時27分			
			平成 年 月 日	24時間表記で記入				
			平成 年 月 日	時 分～ 時 分				
			平成 年 月 日	時 分～ 時 分				
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
4 投票所開閉時刻	午前 7 時 00 分開始 午後 8 時 00 分閉鎖							
5 投票箱、投票録および選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派	無所属	氏 名	乙山 二郎				
6 投票の状況	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
				総 数	仮投票による投票者	総 数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
	(男) ① 405	④ 403	⑦ 292	292	0	0	0	0
	(女) ② 477	⑤ 474	⑧ 321	321	0	0	0	0
	(計) ③ 882	⑥ 877	⑨ 613	I 613	0	II 0	0	0
(1) 投票用紙再交付者	(氏 名) (再交付の事由)							
(2) 決定書または判決書により投票をした者	(氏 名)							
(3) 不在者投票の用紙および封筒を返還して投票した者	(氏 名)							
(4) 点字により投票をした者	.0 人							

記入漏れがないか確認

○山

乙山

丙野

	選 挙 人	補 助 者		
(5) 代 理 投 票	別 紙 の と お り			
	代理投票者数	代理投票調書を確認		0 人
(6) 投票所閉鎖の時刻までに 投票管理者の受けた公職 選挙法第49条の投票	投票総数	0 票 内	受理と決定したもの	0 票
			不受理と決定したもの	0 票
	第28投票所以外は0票 受理または拒否の決定を受けた者			
	不受理の決定を受けた者	(氏 名)		
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏 名)		
(7) 投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名 /	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無
	法第50条の投票の拒否			
	法第48条の代理投票の拒否			
7 投票所事務従事者	1 市町選挙管理委員会書記		0 人	
	総数 5 人 内	2 市町の職員	5 人	
		3 その他の者	0 人	

平成 30 年 6 月 24 日 調 製

投票管理者(職) ○山 □男

署名があれば押印は不要

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 乙山 二郎

投票立会人 丙野 三江

投票立会人

投票立会人

投票立会人

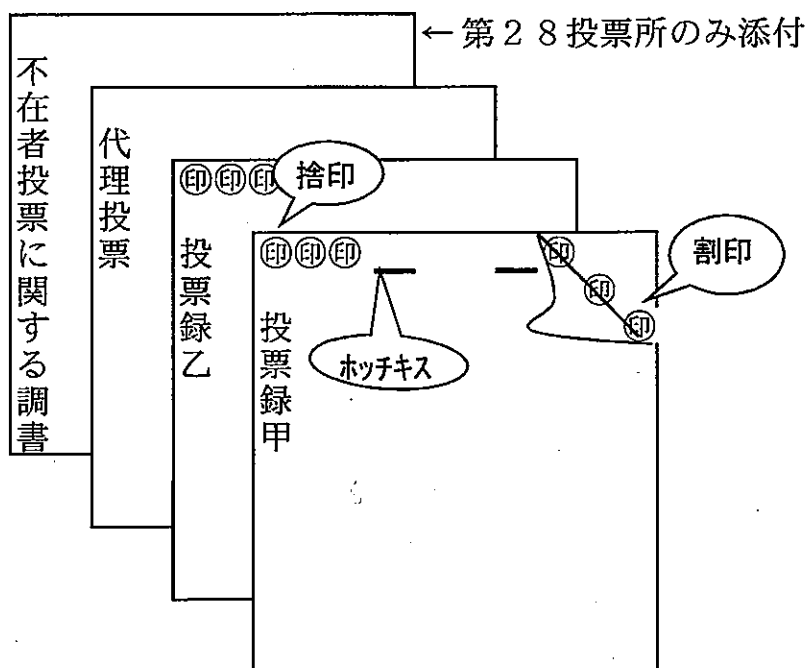
【別紙9】

代理投票

(5)代理投票	選 挙 人	補 助 者	
	〇〇 △△	〇△ □〇	〇〇 〇〇
	□□ 〇〇	〇△ □〇	〇〇 〇〇

投票録のとじ方

- (1) 投票録 甲
- (2) 投票録 乙
- (3) 代理投票
(代理投票があればつける。)

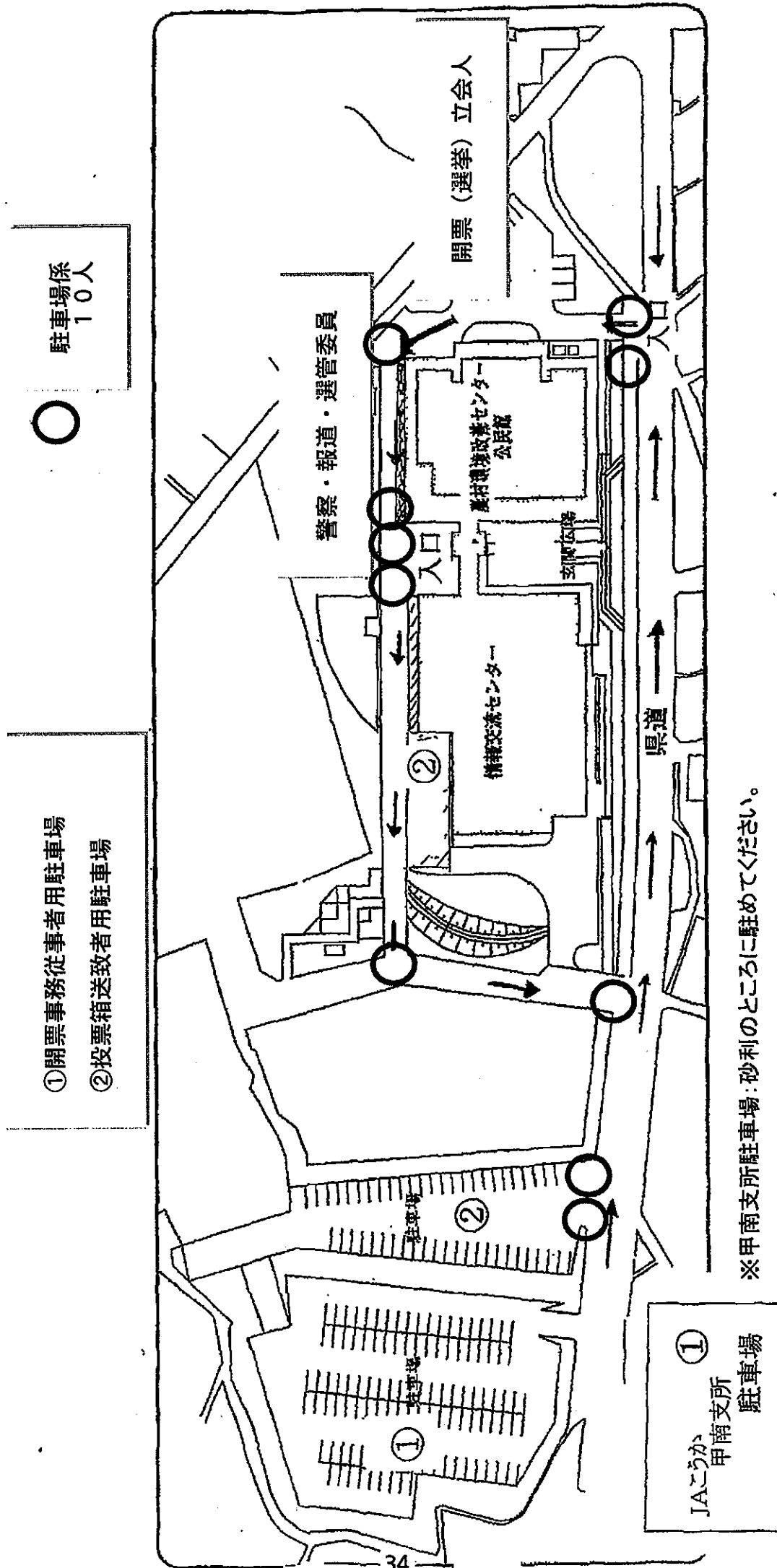


※捨印は1枚目、2枚目（管理者、立会人の印）
 ※割印は1枚目、2枚目の間（管理者、立会人の印）

第 投票所 投票録確認表 (担当)

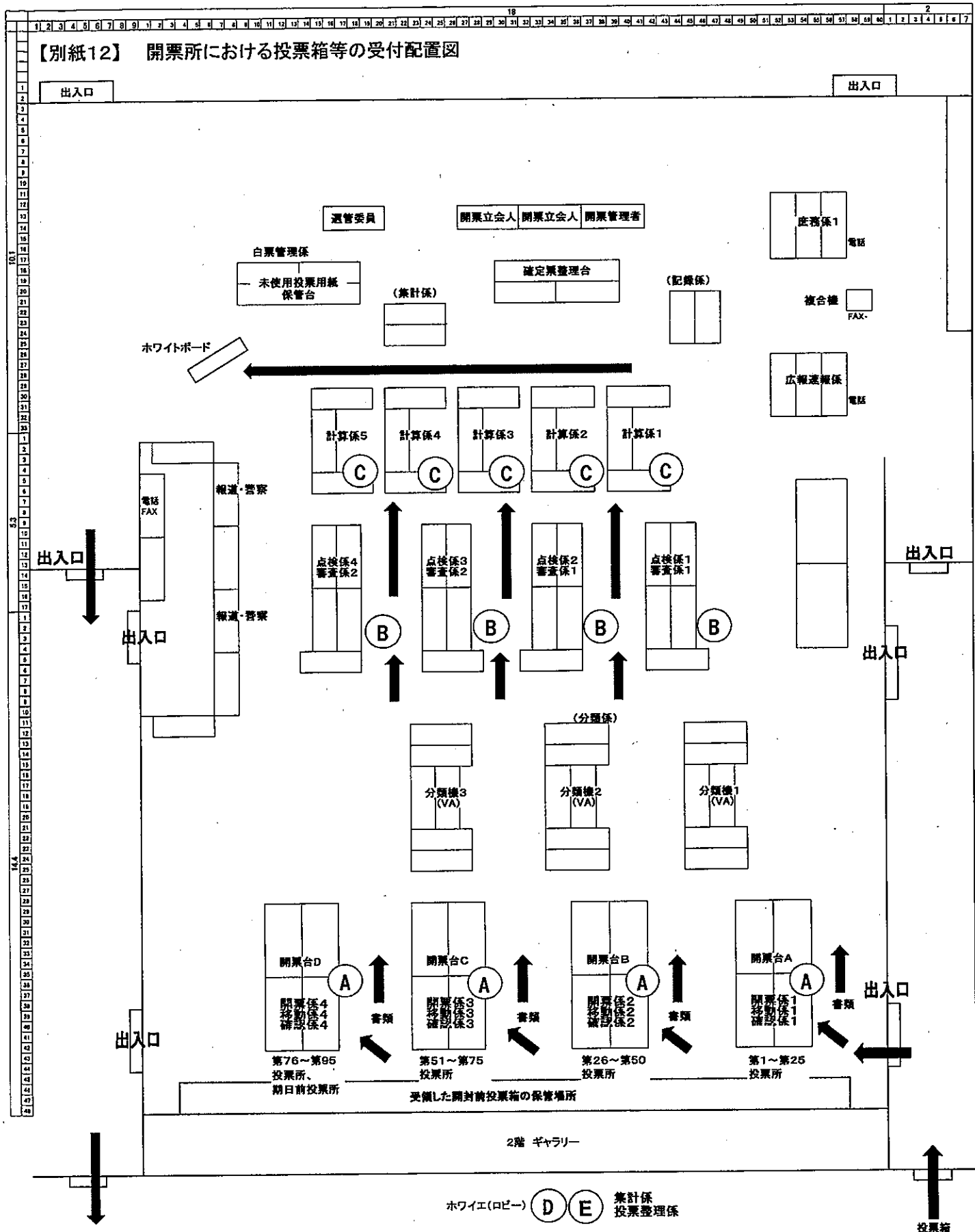
事 項	確認項目	参照資料	確認欄
0 割印、捨印、署名等	管理者、立会人2人、計3人の割印が投票録(甲)(乙)の間に押されているか。		
	管理者、立会人2人、計3人の捨印が投票録(甲)(乙)に押されているか。		
	調製年月日が平成30年6月24日と記入されているか。		
	投票管理者の署名がされているか。	別紙	
	投票立会人の署名(2人分)がされているか。	"	
投票録(甲)			
1 投票所開設場所	投票所の住所が正しく記入されているか。	別紙	
	投票所の名称が正しく記入されているか。	"	
3 投票立会人	立会人は2名記入されているか。	別紙	
	党派が記入されているか。	"	
	氏名が正しく記入されているか。	"	
	選任年月日は平成30年6月7日と記入されているか。		
	立会時間 午前7時00分～午後8時00分 ※第31.32.79.80.91.92.93(午後7時00分) 参会時刻は、投票開始時刻前(午前7時より前)で記入されているか。		
4 投票所開閉時刻	投票所開閉時刻は、午前7時00分開始 午後8時00分閉鎖と記入されているか。		
5 投票箱、投票録および選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	送致する立会人の党派、氏名が正しく記入されているか。 (3 投票立会人に記載された者のうち1名)		
6 投票の状況	選挙人名簿登録者数が投票状況速報用紙の選挙人名簿登録者数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙	
	選挙当日有権者数が投票状況速報用紙の当日有権者数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙	
	投票者数が投票状況速報用紙の投票総数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙	
	不在者投票者総数が不在者投票者数一覧表の数と合っているか(男・女・計)。	残数報告書	
	投票所における投票者総数と不在者投票者総数の和が投票者数と合っているか(男・女・計)。	残数報告書	
(4) 点字により投票をした者	残数報告書に記載されている人数と合っているか。	残数報告書	
(5) 代理投票	代理投票の別紙(3枚目)に不在者投票分と当日投票所分の代理投票者が記入されているか。		
	代理投票者数が代理投票調書(投票録3枚目)(不在者投票分と当日投票所分)の人数と合っているか。	不在者投票に関する調書	
投票録(乙)			
(6) 第49条の投票(不在者投票)	投票総数が調書の数と一致し、受理と決定したものの、不受理と決定したものの票数は、6投票状況の不在者投票者数の計と一致しているか。※第28投票所以外は「0」である。		
	受理と決定したものと不受理と決定したものの和が投票総数と合っているか。		
7 投票者事務従事者	総数が合っているか。		
	書記・職員・その他の者の和が総数と一致するか。		

【別紙11】 開票所駐車場図



※甲南支所駐車場：砂利のところに駐めてください。

【別紙12】 開票所における投票箱等の受付配置図



- ① 投票箱受渡し (投票箱・鍵封筒)
- ② 投票録の確認 (投票録・残数報告書)
※投票状況速報用紙
- ③ 投票用紙残数確認 (投票用紙・残数報告書)
※点字投票用紙

- ④ ⑤ ホワイエでの物品受領
- ・審査表 ・経費領収書 ・投票用紙交付整理簿
 - ・前日準備参加者報告書 ・選挙人名簿抄本
 - ・使用済入場券 ・使用済不在者投票封筒
 - ・携帯電話 ・かばん ・氏名掲示など